

中小企業等経営強化法による固定資産税(償却資産等)の特例措置 (地方税法附則旧第64条)

松山市では、市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って新規取得した下記要件を満たす機械・装置等について、取得した翌年度から3年間固定資産税(償却資産等)をゼロにします。

対象者

資本金又は出資金が1億円以下の法人等(大企業の子会社を除く)、常時雇用する従業員が1,000人以下の個人事業主等で先端設備等導入計画について松山市の認定を受けたもの

★先端設備等導入計画の認定を受けられる「中小企業者」とは、規模要件が異なりますのでご注意ください。

対象設備等

- ・生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の新規取得した設備(事業用家屋は取得金額の合計が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの)
- ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
- ・中古資産でないこと

設備の種類	取得価格	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
工具 (測定工具及び検査工具)	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備(注1)	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内
事業用家屋(注2)	120万円以上	—

(注1)償却資産に該当するもの。

(注2)事業用家屋は取得金額の合計が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。

設備の取得時期

生産性向上特別措置法の施行日(平成30年6月6日)から令和5年3月31日まで
に取得された設備

- ★ 先端設備等導入計画の認定後に設備取得することが必須です。
- ★ 事業用家屋と構築物の取得は令和2年4月30日から令和5年3月31日です。

松山市の課税標準の特例割合

松山市市税賦課徴収条例により、特例割合をゼロと決めました。

提出書類

特例の適用を受けるためには、固定資産税(償却資産)申告書の提出時に、下記の書類も併せてご提出ください。

- ① 特例適用申告書(松山市ホームページからダウンロードできます)

松山市ホームページ → 市政情報 → 各課一覧 → 資産税課 →
「わがまち特例」による固定資産税の特例措置 → 償却資産特例適用申告書

- ② 工業会等による証明書の写し
- ③ リース契約の場合は、リース契約見積書の写しと公益社団法人リース事業協会
が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

- ★ 松山市で計画の認定を行っているため計画書の添付は必要ありません。

お問い合わせ

松山市役所 理財部 資産税課

電話番号 : 089-948-6309(償却資産)
 : 089-948-6323(事業用家屋)
FAX : 089-934-1802
Eメール : shsanzei@city.matsuyama.ehime.jp